

認知症などで判断能力が不十分な人を支援 「成年後見センター」を開設しました

市は、成年後見制度の利用促進のため、4月1日に「成年後見センター」を開設しました。センターでは、成年後見制度の利用を必要としている人が適切に利用できるような、制度に関する相談や利用支援をします。

■**設置場所・時間** 健康福祉課、地域福祉課内 午前8時半から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

■成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でなくなった人たちが安心して暮らすことができ、法的に保護する制度です。

家庭裁判所から選任された成年後見人または保佐人、補助人(以下、後見人)が本人に代わって契約などの法律行為や財産の管理をします。

■後見人ができること

- ▼ 預貯金通帳や有価証券などの財産管理
- ▼ 生活費の支出や医療・介護費

用の支払いなどの金銭管理

▼ 福祉サービスの契約や入院の手続き

▼ 相続や不動産の処分などの法的手続き

■センターの業務内容

▼ 成年後見制度の相談・周知啓発・利用促進

▼ 後見人の支援

▼ 地域連携ネットワークの構築

■こんな時はセンターへ相談

▼ 本人の物忘れが増え、印鑑や通帳を何度も紛失し、銀行などからお金を下ろしたくても下ろせない。

▼ 重度の認知症で在宅生活が難しくなってきたが、本人が契約書の内容を理解できないため、施設に入所することができない。

▼ 遺産分割が必要になったが、本人が知的障がいなどで適切な判断をできないため、手続きが進まない。

▼ 訪問販売で必要のない高額商品を購入しそうになった。本人に認知症の症状が現れはじめ、今後購入してしまわないか心配。



ささえあいの輪

地域福祉課障がい福祉係 ☎・内線1109

医療的ケア児等がいる世帯に 非常用発電機を貸与

災害などの停電時における医療機器の電源確保のため、電源を要する医療機器を使用しながら在宅生活をしている医療的ケア児等がいる世帯に対し、非常用発電機を貸与します。

◆医療的ケア児等とは

日常生活を営むために、次のいずれかの医療を自宅で受けている人です。なお、65歳以上の人は、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具の給付)の支給を受けている人に限ります。

- ▶ 人工呼吸器管理 ▶ 気管内挿管または気管切開 ▶ 鼻咽頭エアウェイ ▶ 酸素吸入 ▶ たん吸引 ▶ ネブライザー ▶ 中心静脈栄養 ▶ 経管栄養(経鼻と胃ろうを含む)または全介助における経口摂取 ▶ 腸ろうまたは腸管栄養 ▶ 人工透析 ▶ 定期導尿 ▶ 人工肛門

◆対象者

市内に住所を有し、かつ、医師の指示により電源を要する医療機器の使用が必要な医療的ケア児等を在宅で介護している世帯(非常用発電機を所有していない世帯に限ります。)

◆貸与する発電機

正弦波インバーター発電機(ガソリン式、9アンペア)を1人につき1台

◆貸与の費用 無料

◆**貸与の期間** 発電機が不要となるまで(医療機器を使用しなくなった、市外に転出した、入院・入所が6カ月を超えたなど)

◆貸与までの流れ

①地域福祉課障がい福祉係に相談する⇒②貸与を申請する⇒③貸与の決定を受ける⇒④使用方法の説明を受ける⇒⑤貸与を受ける⇒⑥発電機を管理する(オイル交換、定期的な運転など)

※エンジンオイル、ガソリン、携行缶、延長コードなどは自己負担で準備してください。